

身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準に係る掲示事項

1. 基本方針

当院では、患者様お一人おひとりの尊厳を尊重し、安全かつ安心な療養生活を送っていただけるよう「**身体的拘束を原則として行わない**」方針を掲げております。

2. 具体的な取り組み

○多職種チームによる検討：医師、看護師、リハビリ職などの専門チームが、拘束が必要とされる状況を分析し代替え案（センサーの活用、環境の改善、見守りの強化等）を協議します。

○教育・研修の徹底：全職員に対し、虐待防止および身体的拘束最小化のための研修を定期的実施し、知識と技術の向上を図っています。

○適正な手続き：患者様の生命に危険が及ぶなど、やむを得ず一時的な制限が必要な場合は、ご家族への十分な説明を行い同意を得た上で、最小限の期間・方法で実施いたします。

令和7年度 身体拘束率推移

	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月	R7.10月	R7.11月	R7.12月	R8.1	R8.2	R8.3
一般病棟	3.5%	5.4%	2.6%	1.6%	6.3%	3.8%	5.3%	4.8%	3.1%	1.4%	7.4%	8.2%
療養病棟	11.3%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	5.2%	4.8%	5.2%	4.7%	0.3%
病棟全体	7.7%	4.1%	1.2%	0.8%	3.0%	1.7%	3.4%	5.0%	4.0%	3.4%	6.0%	3.8%